

平成25年12月13日

各障害福祉サービス事業所等運営法人 様
各障害福祉サービス事業所等管理者 様

広島市健康福祉局障害福祉部障害自立支援課長

障害福祉サービス事業所等の防災対策の徹底について

障害福祉サービス事業所等（障害福祉サービス事業所（居宅介護、重度訪問介護、行動援護及び同行援護事業所を除く。）、障害者支援施設、障害児通所支援事業所、障害児入所施設）の火災等に対する防災対策については、これまでも、万全を期するようお願いしているところです。近年増加傾向にある集中豪雨に加え、台風等による災害や大規模地震への備えもより必要となっています。

つきましては、別添の平成25年5月31日付け広島県健康福祉局長及び広島県環境県民局長連名の「社会福祉施設等における防災対策の徹底について（通知）」に掲げられた1～10の項目に留意し、防災対策の徹底に努めるとともに、各施設ごとに「防災（避難）台帳」（別紙2）を整備し、平成26年1月31日（金）までに提出してください。

また、提出した「防災（避難）台帳」の内容に変更が生じた場合、随時変更後の「防災（避難）台帳」を提出してください。

なお、万が一災害による被害が発生した場合は、その被害状況を「社会福祉施設等被害状況調査票」（別紙1）によりメール又はFAXで障害自立支援課に報告してください。これらにより難い場合については、電話等によって速やかに連絡してください。

※別紙1及び別紙2については、広島市ホームページ（トップページ→市民生活→障害福祉→事業者の方へ）に掲載しておりますので、お使いください。

担当：障害自立支援課 佐渡

電話：082-504-2148

平成25年5月31日

各社会福祉法人代表者様
関係社会福祉施設管理者様

広島県健康福祉局長

〒730-8511 広島市中区基町 10-52

地域福祉課

こども家庭課

社会援護課

障害者支援課

高齢者支援課

介護保険課

働く女性応援プロジェクト・チーム

広島県環境県民局長

(人権男女共同参画課)

社会福祉施設等における防災対策の徹底について (通知)

社会福祉施設等の火災、地震、集中豪雨等に対する防災対策については、これまでも、万全を期するようお願いしているところです。特にこれから梅雨本番を迎え、降雨などにより災害が発生するおそれがあるとともに、大規模地震への備えもより必要となっています。

ついては、次の1～10に掲げる項目に留意され、防災対策に万全を期してください。

また、社会福祉施設等においては、「防災(避難)台帳」を作成し、提出することとなっていますが、「防災(避難)台帳」の内容に変更がある場合は、別紙2により県担当機関(別紙3及び別紙4参照)に、7月5日(金)までに2部(担当機関が西部厚生環境事務所の場合は3部)提出するとともに、所在地の市町担当課へも1部提出してください。

新たに社会福祉施設等を設置した法人で、この「防災(避難)台帳」を提出していない法人は、期限までに作成し、提出してください。

なお、万が一災害による被害が発生した場合は、その被害状況を「社会福祉施設等被害状況調査票」(別紙1)をメール若しくはFAX又は電話等によって速やかに県担当機関(別紙3及び別紙4参照)及び市町災害担当課に連絡してください。

また、被害状況を県の担当課から直接照会することもありますので、御協力をお願いします。

1 職員等の防災意識の高揚

災害による被害発生 of 未然防止のためには、日ごろから職員、入所者等が防災意識を強く持つことが大切であり、施設等の管理者は、職員及び入所者等の防災意識の醸成、高揚に努めること。

2 入所者状況の把握等

入所者（利用者）の外出等の状況を常時把握するとともに、災害に関する情報を職員及び入所者等に対して迅速かつ的確に伝達すること。

なお、山鳴り、地面のひび割れ等の前触れがあるなど、大雨等による土砂災害の危険が感じられる場合、早急な避難及び避難後の援護が行えるようにすること。

また、自立避難困難な入所者等については、避難の容易な場所に可能な限り部屋替えを行うなど配慮すること。

3 防災管理体制の整備

施設等の管理者は、施設等の実態に即した防災管理体制の整備を図るとともに、全職員の責任分担を明確にし、非常の際には迅速かつ円滑に機能するようにすること。

4 施設建物及び周辺環境の把握

施設建物、かけ崩れの恐れがある急傾斜地、堤防崩壊の危険があるため池などの状況を的確に把握し、必要に応じて、適切な措置を講ずること。特に、土砂災害（特別）警戒区域に施設がある場合は、関係市町、消防機関等との情報交換、連携を図ること。

また、耐震基準を満たしていない施設、建築基準法の改正前（昭和56年度以前）の施設については、耐震化に努めること。

5 情報の収集及び協力体制の確立

消防機関、地域の消防組織、医療機関、近隣施設、その他の関係機関等との日常の連携を密にし、気象等に関する情報や山火事の延焼等災害発生の恐れに関する情報等の収集、伝達、提供が迅速かつ円滑に行われるよう、また、消火活動、避難等が迅速かつ円滑に行われるよう、その体制の確立に努めること。

6 有効な避難訓練等の実施等

職員及び入所者等に対して避難場所、避難経路など避難時における対応方法を周知させるとともに、日ごろから非常時には迅速かつ安全に避難を行えるよう有効な避難訓練を計画的に実施すること。

特に、「4 施設建物及び周辺環境の把握」により、危険箇所立地している等の状況にあるときは、早期避難のための体制を確立しておくこと。

なお、夜間の災害の発生に際しては、一層の混乱が予測されることから、夜間における訓練又は夜間を想定した訓練も併せて実施すること。

さらに、海岸、湖岸、河川近く等の津波による被害が予想される施設等においては、津波警報が発令された場合の避難場所、避難経路をあらかじめ確認し職員等に周知するとともに、早期避難のための地域の自治会や近隣の住民との連携体制を構築しておくこと。

また、消火設備、警報設備、避難設備等の設備が設置され、常時機能するよう管理すること。

7 生活関連物資等の確保

断水、停電、道路遮断等に備え、日ごろから水、食糧、燃料等の備蓄に努めること。

8 「防災（避難）台帳」の整備

「防災（避難）台帳」（別紙2）は、災害発生時の協力機関等を、あらかじめ把握し、緊急時の迅速な避難等の対応に役立てるためのものであり、施設等において、日常的に管理整備しておくこと。

9 事業所間の災害支援協定の締結

大規模災害に備え、あらかじめ県内の施設や近隣県の施設との間で、災害時における被災施設入所者の他施設への避難・被災施設からの受入れ、介護職員等の被災施設への派遣・他施設からの受入れなどの支援について、協定を締結するための検討を行うこと。

10 地域との連携

日ごろから地域や市町との関係を深め、災害時には地域住民からの支援の受け入れや地域の要援護者の避難の受け入れなど双方向の連携について検討すること。

担当 地域福祉課
法人指導検査担当 萩原
電話 082-513-3149（ダイヤルイン）

(広島市担当課名記入) 宛 TEL : FAX : メールアドレス

社会福祉施設等被害状況調査票

報告日時： 月 日 時

法人名 _____ 施設名 _____

施設種別 _____

所在市町名 _____

担当者名 _____

連絡先（メールアドレス、TEL、FAX等を記入） _____

1 施設の被害状況 発生日時 月 日 時 分頃

被害額： _____ 千円

2 人的被害状況 発生日時 月 日 時 分頃

--

3 電気・水道等の被害状況

停電・断水・ガス・電話等の被害 あり なし

4 施設へのアクセスの状況

道路等の被害 あり なし

5 その他の被害状況

--

注) 市への報告は、原則としてメール又はFAXをお願いします。

防災（避難）台帳

所在市町

施設種別		施設名	
施設住所			
TEL	()	FAX	()
携帯TEL	()		
E-mail			
避難情報入手先			TEL
市町防災窓口			TEL
一次避難先	施設名		TEL
二次避難先	施設名		TEL
避難誘導協力先	機関・団体等名		TEL
避難搬送協力先	機関・団体等名		TEL
生活関連物資等 協力先	機関・団体等名		TEL
協力医療機関	医療機関名		TEL
上記以外の 関係行政機関 関係団体等	管轄消防機関名		TEL
	管轄警察署名		TEL
	その他		TEL
施設立地	土砂災害危険箇所又は土砂災害（特別）警戒区域の指定について あり なし		

※施設の平面図及び周辺状況を示す図面を添付すること。（A4とすること。なお、A3可。）

防災（避難）台帳記入要領

この台帳は、集中豪雨等による災害の未然防止や災害発生時の被害を最小限にとどめるために、災害発生時の協力機関等をあらかじめ把握し、緊急時の迅速な避難等の対応に資するとともに、必要に応じて県が関係機関・団体と連携を図り必要な措置をとる際に、参考とするものです。

項 目	記 入 要 領
携 帯 TEL	固定電話が不通となった場合に、連絡するためのものです。
E - mail	緊急の際、文書連絡は、FAX を中心に考えていますが、FAX が使用できない場合、メールを補助的に使用し、将来的にはメールを中心とすることも考えられるので、メールアドレスを取得している施設は、記入してください。
避難勧告等 情報入手先	市町長からの避難勧告等の情報の入手先を記入してください。通常は、市町防災窓口と同じになると思われます。
一次避難先	避難が短期間の場合は、近隣の公民館や体育館などが考えられます。
二次避難先	避難が数日に及ぶなど長期間の場合は、類似の施設や医療機関などが考えられます。
避難誘導 協 力 先	避難する際、施設の関係職員の体制が十分でない場合に、避難誘導の協力依頼先を記入してください。
避難搬送 協 力 先	避難する際、搬送機器や車両等が十分でない場合に、避難搬送の協力依頼先を記入してください。
生活関連 物資等協力 依 頼 先	避難先や交通遮断により生活関連物資の調達が十分でない場合に、生活関連物資の協力依頼先を記入してください。
施設立地	施設が土砂災害危険箇所又は土砂災害（特別）警戒区域の指定の区域内に設置しているかどうか、各市町又はホームページ（『土砂災害ポータルひろしま』）で確認して、記入してください。

県の担当機関一覧

障害者支援施設	障害者支援課 事業者指導グループ	TEL 082-513-3158 FAX 082-223-3611 fusyoushien@pref.hiroshima.lg.jp
療養介護事業所		
生活介護事業所		
短期入所事業所(単独設置)		
共同生活介護事業所		
共同生活援助事業所		
自立訓練事業所		
就労移行支援事業所		
就労継続支援事業所		
障害児入所施設		
障害児通所支援事業所		
福祉ホーム	障害者支援課	TEL 082-513-3155
地域活動支援センター	地域生活支援・発達障害グループ	FAX 082-223-3611 fusyoushien@pref.hiroshima.lg.jp
点字図書館	障害者支援課 計画・県立施設グループ	TEL 082-513-3161 FAX 082-223-3572 fusyoushien@pref.hiroshima.lg.jp
地域福祉センター	地域福祉課 地域福祉グループ	TEL 082-513-3144 FAX 082-223-3572 fuchiiki@pref.hiroshima.lg.jp
救護施設	社会援護課 生活保護グループ	TEL 082-513-3148 FAX 082-223-3572 fusyakai@pref.hiroshima.lg.jp
隣保館	人権男女共同参画課	TEL 082-513-2734 FAX 082-227-2549 kanjindanjo@pref.hiroshima.lg.jp

(注) 災害対策本部が設置された場合は、休日、夜間、時間外でも各担当機関の職員が待機しています。

別紙 4

厚生環境事務所一覽

名 称	所 在 地	所管区域
西部厚生環境事務所	〒738-0004 廿日市市桜尾2丁目2-68 廿日市庁舎第2庁舎 TEL 0829-32-1181 FAX 0829-32-0640	大竹市, 廿日市市 安芸高田市, 安芸郡, 山県郡 呉市, 江田島市
西部東厚生環境事務所	〒739-0014 東広島市西条昭和町13-10 東広島庁舎 TEL 082-422-6911 FAX 082-422-9353	竹原市, 東広島市, 豊田郡
東部厚生環境事務所	〒722-0002 尾道市古浜町26-12 尾道庁舎 TEL 0848-25-2011 FAX 0848-25-2461	三原市, 尾道市, 世羅郡, 府中市, 神石郡
北部厚生環境事務所	〒728-0013 三次市十日市東四丁目6-1 三次庁舎 TEL 0824-63-5181 FAX 0824-63-5190	三次市, 庄原市